

確定申告の相談がスムーズにできるように相談前にチェックをお願いします。

内容	はいの場合は必要書類を持参してください。
1 税務署から送付された「確定申告のお知らせ」をお持ちですか？ (e-Tax 送信されている場合は、届かない場合もあります。)	<input type="checkbox"/> はい 相談会で持参してください ※令和7年1月中旬以降、税務署より発送予定 <input type="checkbox"/> いいえ 白色申告の方は相談時に「白色」と伝えてください。 予定納税の金額があれば教えてください。 振替納税であれば相談時に「振替納税」と伝えてください。 ※消費税を申告される方は「確定申告のお知らせ」の情報がとても重要です。 ●簡易課税の届け出(ありなし) ●中間納付額
2 公的年金の収入はありますか？	<input type="checkbox"/> はい 「年金の源泉徴収票」を持参してください。 ※令和7年1月の中旬から1月の下旬にかけて日本年金機構より発送される。
3 個人年金(公的年金以外の年金)はありますか？	<input type="checkbox"/> はい 「保険の支払のお知らせ」などを持参してください。 ①年金の支払額②必要経費③源泉徴収税額がわかるもの
4 医療費控除を受けますか？	<input type="checkbox"/> はい かった人ごと、病院ごとに集計をし、「医療費控除の明細書」を作成してください。 ※病院の領収書は提出しません。 ※「医療費控除の明細書」は青色申告会からお送りします。
5 国民年金保険料を支払っていますか？ (国民年金の支払)	<input type="checkbox"/> はい 「国民年金保険料控除証明書」を持参してください。 ※令和6年11月日本年金機構より発行
6 健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢医療保険料、介護保険料、労働保険料のお支払いはありますか？	<input type="checkbox"/> はい 1年間で払った金額をわかるようにしてください。 ※配偶者が年金から引き落とし(特別徴収)されている保険料を自分の控除とすることはできません。
7 「生命保険料控除」「地震保険料控除」「ふるさと納税」などの控除を受けますか？	<input type="checkbox"/> はい 控除証明書のみ持参してください。 ※まず、封筒で控除証明書が発送された場合は、封筒から控除証明書のみを取り出し、不要な部分は切り取ってください。はがきの場合は、控除証明書の部分のみ切り離してください。
8 「国民年金基金」や「小規模企業共済」の掛け金はありますか？	<input type="checkbox"/> はい 控除証明書を持参してください。
9 会計ソフト「ブルーリターン」をお使いで、e-Tax送信をしますか？ ※オンライン版のソフトや古い会計ソフトをお使いの方は e-Tax 送信は行いません。	<input type="checkbox"/> はい マイナンバーカードはお持ちですか？ <input type="checkbox"/> はい パスワードはわかりますか？ <input type="checkbox"/> はい→e-Tax 送信できます。 <input type="checkbox"/> いいえ→e-Tax の送信はできません。
10 令和4年 令和5年 確定申告はしていますか？	<input type="checkbox"/> はい 過去の確定申告の控を持参していただければ、各種控除(扶養控除、障害者控除、寡婦控除)などがあるか確認できるのでスムーズに相談ができます。

(代理送信されていた方)  
**代理送信後の控えの郵送はしないこととなりました。**  
 代理送信後の控えを簡易書留で郵送していましたが、  
 ① 郵便料金の値上げ  
 ② 税務署では令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことになりました。  
**これにより船橋青色申告会では、送信後の控えの郵送はしないことになりました。**  
 送信後の控え、メール詳細が必要であれば4月1日以降にご来館ください。(お手数料 1,000円かかります)  
 ~ 会計ソフトをお使いの方へ ~  
 確定申告相談会では、  
 1. 売上の確認 2. 売掛金・買掛金の確認 3. 普通預金の残高の確認 4. 現金残高の確認 5. 経費の確認はしません。  
 (確認の方法がわからなければ確定申告相談会がはじまる前(R7.1.17)までに予約をしてご来館ください。)  
 ※売上はあっているか、通帳はあっているかと本人に確認したにもかかわらず、後から違うことがわかると青色申告会の責任にするようなケースが出ていることが現状です。  
**日々の帳簿の入力内容については、ご自身で確認をお願いいたします。**

ブルーリターンをお使いの方はUSBメモリに**データをバックアップ**してきていただくと、スムーズに相談ができます。

令和6年度納税表彰

去る令和6年11月12日(火)ホテルフローラ船橋において、令和6年度納税表彰を挙行しました。当会からは、次の方々が受彰の栄に浴されました。

- 【船橋税務署長感謝状】  
大崎 隆士(理事)
  - 【船橋青色申告会長表彰】  
林 丈弘(会員)  
毛塚 幸雄(会員)  
毛塚 雅典(会員)  
岡本 豊(会員)
- ※順不同・敬称略( )内は当会役職等

事業開催報告

◆ 内山船橋税務署長講演会  
 船橋優申会との共催  
 【開催日】令和6年11月19日(火)  
 【演題】「これから税務署の役割」  
 【会場】クロス・ウェーブ船橋  
 ☆ ふなばし市民まつり  
 千葉県税理士会船橋支部との共催  
 【開催日】令和6年9月28日(土)  
 【会場】ふなばし

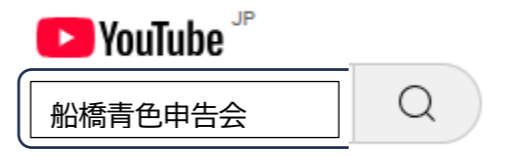


公益社団法人船橋青色申告会会長賞  
 飯山中学校  
 金山 七望さん  
 「未来を守るヒーロー」

公益社団法人船橋青色申告会会長賞  
 前原中学校  
 葉山 翔太さん

とた。学校に女の子の人が来てくれて、税について話を聞く授業があった。そのとき、なぜ一生懸命働いたお給料から税金を集めるのかというところ、みんな笑顔で健康に楽しい生活を送るためだと教えてもらった。話を聞き終わり、振り返りの用紙に私は「こうして笑顔で楽しい生活をして欲しいのにお金を取るんだ。変だな」と書いた。それを見た女の子が「確かにそうだね。お金を取るなんておかしいよね。でもね、もう少しお姉さんになったら税についてもっと詳しく勉強するんだよ。それまでに少しでも興味を持ってほしいな。嬉しいな。税金はヒーローなんだよ」と優しい顔をしてくれた。その時の私には意味がよほど分らなかったけれど、あのときのことを思い出すとペンが勝手に動き始めた。

税金には様々な種類があり、約五十種類と知られている。その一つ一つに大切な役割があり、誰もがみな税金でまかなわれているものに支えられて暮らしている。緊急時に助けくれる警察や消防は代表的なものだ。普段通りに生活していただければお世話になることもないので、税金をおさめることにリアリティの感情が強くなってしまっ。



ブルーリターンでの確認方法を動画で説明しています！  
**ぜひ YOUTUBE で確認してください。**

かし考えてみたら、緊急事態はいっ起るかわからないし、誰にでも起こる可能性はある。税金は高いと考えるが、広くみんなから集めたお金によって、命を救ってもらえるかもしれないのだ。また、こんな考え方もできる。将来自分が働いたお金の中から税としておさめたとして色々な事情で働けなかったり、お金が無くて生活に困難な人たちの暮らしを少しでも豊かにしてあげられる。その助けができるということだ。お金に困っている人にとっては、ペンを救ってくれるヒーローのような存在だということもよく分かった。少し高いお金を取られるがその分誰かを救って笑顔にできると思えば、あまり悪い気はしなくなると思う。

今回税について自分なりに調べたの思い返しだした。まだ知らないことや、仕組みなど難しくて理解できていないところもあるが、それ以上に納得できた部分もたくさんあった。より考えを深めることができたのならば、小さかった頃の私に「こう言えると思う。」税金はやっぱりみんなのヒーローなんだよと。

パソコンの起動を待っている間の時間短縮として皆様のご理解とご協力をお願いいたします。